

令和5年11月7日付け県公報第465号をもって公告した公共測量は、次のとおり終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

測量機関、作業の種類及び終了年月日

測量機関	作業の種類	終了年月日
国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所	公共測量（用地測量）	令和6年5月31日

=====

令和5年11月7日付け県公報第465号をもって公告した公共測量は、次のとおり終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月23日

静岡県知事 鈴木康友

測量機関、作業の種類及び終了年月日

測量機関	作業の種類	終了年月日
国土交通省中部地方整備局 浜松河川国道事務所	公共測量（用地測量）	令和6年5月31日